

別表第2（第4条関係）

補助金の種類	(2)若年出産世帯奨学金返還支援補助金
○補助対象世帯	<p>特別な事情により市長が認めた場合を除き出生児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する下記のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア 令和5年4月1日以降に、父母ともに29歳以下で児童を出産した世帯 イ 令和6年4月1日以降に、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯</p> <p>ただし、対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、その時期及び額に関わらず補助対象としない。</p>
○補助対象経費	<p>令和5年4月1日以降、かつ、対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに、申請者及び同居する配偶者が返還した、以下の奨学金（繰上償還を含む。）</p> <p>ただし、他の奨学金返還支援事業により同一の期間を対象とした給付を受けている場合は当該期間に係る返還額を対象外とするほか、過去又は現在において返還金を滞納した事実があるときは、全部の期間を対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金・愛媛県奨学資金・その他、市長が認めた奨学金等
○補助限度額：20万円（奨学金の返還者1人当たり）	<p>申請者及び配偶者のいずれも補助対象となる奨学金を返還した世帯にあっては、それぞれ20万円を上限として合計40万円が交付限度額となるが、いずれか1人の返還金に対して20万円を超えて交付することはできない。</p> <p>なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象者であった者が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。</p>
○提出書類等	<ul style="list-style-type: none">①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）②若年出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）④申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。）及び対象児童（以下「関係3者」という。）の関係性が分かる書類（住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は、関係3者の関係性等が分かる戸籍謄抄本及び附票） <p>ただし、認知者のいないひとり親世帯にあっては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類</p>

- ⑤対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し
- ⑥奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの。）
- ⑦奨学金の返済額を証する書類（預金通帳の名義人及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等）
- ⑧返済計画を確認することができる書類
- ⑨事業に関するアンケート（若年出産世帯奨学金返還支援補助金）

○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- ・受付期限：令和7年3月19日（水曜日）必着

ただし、出生年度の翌年度の申請にあっては、上記にかかわらず、誕生日前日（当該日が伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）の場合は、その前日）又は上記受付期限のうち、いずれか早い日を受付期限とする。

- ・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

- ・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合にあっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 市民福祉部 子育て支援課

電話089-982-1119

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、市の休日を除く。